

令和8年度大学生等インターンシップ推進事業 (探求型プレインターンシップ) 業務仕様書

1 事業趣旨

次代を担う就職活動前の学生を対象に、県内企業や業界に対する視野を広げ、理解・関心を高めてもらうこと及びキャリア形成を支援するため、企業研究や学生が主体的に企画し活動成果等を発表するフォーラムを実施する。

2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 委託業務内容

本事業は、A企業や業界に対する視野を広げ理解向上を目的とした「企業・業界研究型プレインターンシップ」と、B企業や業界に対する視野を広げるとともに自身のキャリアを考える力を養う、「キャリア形成型プレインターンシップ」の2つを実施するものである。

A 企業・業界研究型プレインターンシップ

(1) 対象大学及び学生

県内36大学及び近隣府県大学に通う、主に1～2年生の学生とする。(3)に示すグループ活動では、10グループ程度に分かれて議論できる位の参加規模(目標50名)とする。

(2) 参加企業

兵庫県内に本支店を有する企業とし、参加規模は10社以上とする。

(3) グループ活動の実施

学生のグループを組織し、年間延べ3回程度企業研究等を行う。

(4) 目標

学生の企業・業界理解向上(アンケートで「企業・業界理解が向上した」と回答する学生が8割以上)

B キャリア形成型プレインターンシップ

(1) 対象大学及び学生

県内36大学及び近隣府県大学に通う、主に1～2年生の学生とする。(4)に示すグループ活動では、15グループ程度に分かれて議論できる位の参加規模(目標100名)とする。

(2) 参加企業

兵庫県内に本支店を有する企業とし、参加規模は15社以上とする。

(3) 連絡会議の開催

参画大学キャリアセンター担当教員、参画企業担当者、関係団体等が参集し、事業の方向性の共有や進捗管理を行う連絡会議を、年2回程度開催する。

(4) グループ活動の実施

学生で組織し、企業研究や有識者からのアドバイス、企業担当者との対話等を通じて、キャリア形成に取り組みつつ、活動成果発表の場としてのフォーラムに向けたグループ活動を、年間延べ30回程度を目処に開催する。

(5) フォーラムの開催

(4) の成果発表や企業の事例紹介、啓発のための講話などを行うフォーラムを開催する。

(6) キャリア形成支援の実施

学生がキャリア形成を行っていくように、キャリアカウンセラー等との面談を実施し、学生の状況に応じた相談・指導を行う。さらに学生と企業の就職・採用に対する意識調査を行い、その情報を指導等に活かすことで、学生がより実情に合ったキャリアを形成できるよう支援する。

(7) 県内企業経営層との座談会

一般社団法人神戸経済同友会と連携し、県内企業経営層と企業研究に参加する学生との座談会を実施する。

(8) 目標

- ① 学生の企業・業界理解向上（アンケートで「企業・業界理解が向上した」と回答する学生が8割以上）
- ② 将来像の明確化（アンケートで「目指す方向性の発見」、「将来のための行動を開始した」等と回答する学生が8割以上）

4 広報について

本事業の実施にあたっては学生の動向を踏まえ、インターネット等の媒体を積極的に活用した広報を行うこと。

5 関係機関との連携

委託業務を実施するにあたっては、関係機関等と十分な連携を図り、より効果的な実施に努めること。

6 委託業務実施状況の報告

県から求めがあった場合は、隨時、業務実施状況について報告するほか、委託業務完了後は、10日以内に業務実績報告書を提出すること。

7 経費について

(1) 対象経費

① 人件費

事業の企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）

② 広告宣伝費

事業実施に係る広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費、情報サイト使用料等を含む）

③ その他事業費

会場使用料、事務局旅費、講師謝金、通信費、印刷費、消耗品費、事務機器レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

(2) 対象とならない経費

特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

（例）事業参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費

8 その他

- (1) 令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止または廃止する場合がある。
- (2) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上遂行すること。
- (3) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定める。
- (6) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。